

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月からA会社に雇用され、B県C市所在の同社C支店（以下「会社」という。）においてYチームのマネージャーとして勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、自席で苦しそうにしていたため、同僚に付き添われC所在のD病院に受診した。同病院において血液検査と点滴を受けるも当日の帰宅が困難であると判断し、午後〇時〇分CのEホテルにチェックインした。

その後、同ホテルから外出し、午後〇時〇分頃、F駅構内のコンビニエンスストア前で転倒（以下「本件災害」という。）したため、G病院に緊急搬送され、「急性硬膜下血腫、脳挫傷、外傷性くも膜下出血」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件災害は通勤災害に該当するとして、監督署長に対し療養給付を請求したところ、監督署長は、本件災害は通勤途上の災害ではないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 通勤災害と認められるための1つの条件である「通勤」であるか否かの判断については、決定書理由第2の2の(2)に記載されているとおり、5つの要件のすべてを満たすことが必要となる。請求人の場合、業務中に体調の悪化が発現したとして、病院に受診したところ、入院することができず、ホテルに宿泊しようとしたとの経緯から、当該ホテルへの宿泊が「住居」とみなされるか否か、もしくは未だ宿泊が確定していないとして、自宅への往復行為の途上にあり、合理的な経路及び方法の範囲内にあるとみなされるか否かが問題となる。

(2) まず、体調不良により帰宅が難しいため、ホテルに宿泊するという行為についてみると、私病により通勤を中断することとなり、住居とは異なる場所へ向かったものであり、当該ホテルへの移動ならびにその後の行動は、通勤経路からの逸脱したものであると判断せざるを得ない。なお、請求人の場合、当該ホテルにチェックインした後、さらにどこかへ移動しようとしていたものであり、仮に当該ホテルを住居とみなした場合にも、その後の行為はもはや通勤の途上にあつたとは言えないこととなる。

(3) 請求人及び請求代理人(以下「請求人ら」という。)は、再審査請求書において、請求人が、ホテルにチェックインをしたものの、部屋に荷物を置いただけという状況から、コンビニに立ち寄って日常生活に必要なものを購入し、帰宅しようとしていたものであり、未だ帰宅の途上にあつた旨を主張する。そこで、

本件災害当日の状況について、請求代理人及び請求人の妻の申述を総合すると、請求人は、体調不良のため午後〇時〇分頃に職場からタクシーにてD病院に行き、血液検査と点滴を受けたものの、帰宅は無理と判断し、Eホテルを予約した後にタクシーにて同ホテルに向かい、午後〇時頃にチェックインし、その後、ホテル近くのコンビニ前の道路で転倒し、後頭部を強打したものであると認められる。同状況を鑑みると、一般的には、請求人は体調不良のため自宅へ戻ることは困難であると判断し、ホテルへの宿泊を選択したものとみることが相当である。また、仮に請求人らの主張どおり、ホテルへのチェックインは一時的な休憩のためであり、その後まもなくコンビニにて日常生活用品を購入し、帰宅するつもりであったとみても、もはや個人的な事情によりホテルを予約し、そこへ向かうこと自体において、通勤経路から逸脱したと言わざるを得ないものであり、「日常生活上必要な行為」であるとみなすことができない。なお、請求人らは、請求人がホテルの居室に自らの荷物を置いていたこと、ホテルのスリッパを履いて倒れていたことなどについて、請求人の体調不良に伴う意識レベルの低下が原因であるとして、請求人は未だ帰宅の途上であったとも主張するが、意識が確かであった時点においてホテルにチェックインしているという事実からみて、通勤経路からの逸脱は明らかであり、仮に請求人の本件傷病が、ホテルから自宅へ向かう途上に発生した事故によるものであったとしても、通勤途上の災害とみなすことはできないものである。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。